

嘱託従業員就業規程 (部分改正)

協栄コンサルタント株式会社

目 次

- 第 1 条 (目的)
- 第 2 条 (再雇用の申出)
- 第 3 条 (嘱託の区分)
- 第 4 条 (雇用期間)
- 第 5 条 (契約更新時における対象者の選定)
- 第 6 条 (勤務時間)
- 第 7 条 (休日)
- 第 8 条 (休暇)
- 第 9 条 (退職)
- 第 10 条 (賃金)
- 第 11 条 (賞与)
- 第 12 条 (退職金)
- 第 13 条 (社会保険の加入)
- 第 14 条 (雇用保険の加入)
- 附 則

嘱託従業員就業規程

(目 的)

第1条 この規程は就業規則第2条に基づき、協栄コンサルタント株式会社の嘱託の就業に関することを定めたものである。

2. この規程に定めていない事項については、従業員就業規則及び同規則に基づく諸規程を準用する。

(再雇用の申出)

第2条 定年後再雇用を希望する者は、定年予定日の6ヶ月前までに部門長を経て会社に申出るものとする。

2. 前項にかかわらず、定年予定日までに、就業規則第19条（退職のうち年齢に係る事由を除く）、第23条（解雇）、第63条（懲戒解雇）に該当する者は、本人の希望に係らず再雇用の対象から除かれるものとする。

3. 会社は、申請に基づき、再雇用後の職務、勤務時間、賃金等につき本人と協議の上労働契約を結ぶものとする。

4. 労働契約書の様式は別に定める。

(嘱託の区分)

第3条 嘱託の区分は、本人の希望により次の(1)及び(2)の2種類とする。

(1) 嘱託A フルタイム勤務者

(2) 嘱託B 短時間勤務者

(雇用期間)

第4条 嘱託の雇用期間は1ヶ年とし、70歳に達するまでを限度として雇用を継続する。この場合の最終限度日は、第9条1号によるものとする。

(契約更新時における対象者の選定)

第5条 前条の規定にかかわらず、下記(1)に定める期間は、当該期間に対応する各年齢以上の者について、その契約更新に際しては、労使協定の定めにより、下記(2)に定める要件のいずれも満たす場合にのみ再雇用契約を締結するものとする。

(1) 期間及び年齢

68歳の誕生日から69歳の誕生日の前日までの1年間・・・69歳前日

69歳の誕生日から70歳の誕生日の前日までの1年間・・・70歳前日

(2) 要件

- 1) 直前1年間に行われた人事考課A～Eの内、A、Bの評価を獲得していること
- 2) 直前1年間において、無断欠勤がないこと
- 3) 体力、健康状態が就業に十分対応できる状態であること
- 4) 直前3年間において、懲戒事由に該当したことがないこと
- 5) 会社が提示する労働条件に合意できること

(勤務時間)

第6条 勤務時間は、次のとおりとする。

- (1) 嘱託 A 正規従業員就業規則の定めるところによる。
 - (2) 嘱託 B ① 1 日の労働時間を 6 時間未満とする。
② 1 ケ月の労働日数を 20 日未満とする。
2. 休憩は正午より 45 分とする。

(休日)

第7条 嘱託の休日は、次のとおりとする。

- (1) 嘱託 A 正規従業員就業規則第 35 条による。
(毎日曜日、隔週土曜日、国民の祝日、年末年始、夏季休暇。
ただし、1 年単位の変形労働時間制による場合はその定めによる)
- (2) 嘱託 B 本人との個別契約により定める日とする。

(休暇)

第8条 嘱託 A の年次有給休暇は、定年前より引き続き継続勤務しているものとして算定し、正規従業員就業規則第 42 条により付与する。

2. 嘱託 B は、契約勤務日数により労働基準法に従い、正規従業員ではない、つまり週に 30 時間未満かつ、週 4 日以内又は年間 216 日以内で勤務している従業員を対象として以下の表に示します。

週に 30 時間以上勤務する場合や 1 日 4 時間勤務でも週 5 日又は 217 日以上勤務する場合は、就業規則第 42 条の正規従業員と同じ有給休暇を付与する。

所定 労働日数	1 年間の所定 労働日数	雇入れ日から起算した継続勤務期間（単位：年）						
		0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5 以上
4 日	169 日～216 日	7	8	9	10	12	13	15
3 日	121 日～168 日	5	6	6	8	9	10	11
2 日	73 日～120 日	3	4	4	5	6	6	7
1 日	48 日～72 日	1	2	2	2	3	3	3

3. 当該年度において消化しなかった年次有給休暇残日数は、翌年度に限り繰越することができる。

4. 特別休暇は、正規従業員就業規則第 43 条を準用して与える。

(退職)

第9条 嘱託が次の各号の一つに該当するときは、退職とする。

- (1) 満 70 歳の誕生日の前日をもって自然退職とする。
- (2) 契約期間の満了となったとき
- (3) 本人の都合により退職を願い出て会社が承認したとき
- (4) 死亡したとき

(賃 金)

第 1 0 条 再雇用者の賃金支払形態及び項目は、次による。

- (1) 嘱託 A 時間給制又は基本給制
- (2) 嘱託 B 時間給制
2. 賃金項目

嘱託の賃金項目は次の通りとする。計算については正規社員賃金規則を準用する。

ただし、基本総額は、定年到達時の賃金総額の 7 割以下とし、個別に決定するが従事すべき職務・職責により増額する場合がある。

- (1) 嘱託 A 基本時給＋通勤手当＋時間外・休日勤務手当
- (2) 嘱託 B 基本時給＋通勤手当
3. 昇給は、「給与規程」第 1 5 条で定めます。

(賞 与)

第 1 1 条 再雇用された日を賞与の起算日として、「給与規程」で定めます。

(退職金)

第 1 2 条 嘱託従業員の退職金計算の起算日は再雇用日とし、基本賃金額とこの間に支払われた賞与総額に勤務評価（１％～１０％）率を乗じた額とします。

(社会保険の加入)

第 1 3 条 嘱託 A は、社会保険に加入するものとする。

嘱託 B は、その他の雇用条件により労働契約において定める。

(雇用保険の加入)

第 1 4 条 嘱託 A は、一般の雇用保険に加入するものとする。

2. 嘱託 B のうち、週所定労働時間が 2 0 時間以上の者は雇用保険に加入するものとし、週所定労働時間が 2 0 時間未満の者については雇用保険に加入しないものとする。

附 則

平成 2 5 年 4 月 1 日制定

平成 3 1 年 4 月 1 日改正

令和 2 年 4 月 1 日改正

令和 7 年 4 月 1 日改正